

第2章



生活・環境の向上

「人と自然が共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」のために



交通安全教室



両総用水第一導水路の桜並木

- 2-1 自然環境
- 2-2 廃棄物処理・省資源
- 2-3 公園・緑地・水辺空間
- 2-4 交通安全・防犯
- 2-5 消防・救急、防災体制
- 2-6 市民相談・消費者相談

2-1 自然環境



■ 主担当課 | 環境安全課 ■ 関係課

5年間の目標

市民が行うボランティア活動と連携し、自然保護、環境への負荷低減の意識を醸成することで、豊かな自然環境の保全を図り、自然と共生するまちを目指します。

現 状

地球温暖化等の地球規模での環境問題が顕在化したことにより、環境保全への関心が高まっており、それに伴い本市においても環境保全活動への参加が進んでいます。

このような中、地域環境保全の指針となる香取市環境基本計画を平成21年3月に策定し、これに沿って環境保全に向けた取組を推進しています。現在では、市内河川の水質状況のほか、騒音や大気などの環境測定の結果は、計画に掲げている各指標の達成率が平均で80%を超え、順調に成果が上がっています。また、計画の指標としている河川のBOD環境基準（生物化学的酸素要求量）についても目標を達成しました。

さらに、市内で活動する環境ボランティアに対して、補助金を交付するなどの施策により、環境保全団体の連携促進、環境情報の共有を図るとともに、環境フォーラム、植物観察会、ホテル観察会などを協働で実施し、市民の環境保全意識の高揚を図りました。

市民意識調査の結果では、本市の住みやすさの理由として、「自然が多いから」が71.2%と最も高く、また、自然環境の保全に対する取組への満足度も24.4%と3番目に高くなっており、自然の豊かさを誇りに感じていることがうかがえます。

現在は、震災の影響も相まって、地球環境に優しく、災害時にも対応可能な再生可能エネルギーの利活用が進められています。本市においても、太陽光発電設備に対する設置補助や公共施設への設置など、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進しています。

また、平成24年度においては、太陽光発電事業調査を実施し、公共施設、未利用市有地の有効活用を図るため、太陽光発電（メガソーラー）事業の検討調査、公共施設への太陽光発電設備の設置に向けた調査を行い、事業化に向け取り組んでいます。

課題

震災後、災害に強い安全な都市形成が求められる中で、本市でも環境への負荷を抑え、再生可能エネルギーを導入した低炭素型、持続可能な分散型エネルギー社会を形成していくことが強く求められています。

また、環境保全活動を行うボランティアの高齢化が進んでおり、市民一人ひとりの環境保全意識の高揚が必要です。

- 1 環境保全体制を充実する必要があります。
- 2 環境保全意識の啓発・推進が必要です。
- 3 再生可能エネルギーの利活用を進める必要があります。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
河川のBOD 環境基準の達成率	河川の汚濁指標の市内河川の達成状況	63.0% (千葉県内河川の達成状況：77.1%) (H22)	65.0%
環境ボランティア団体登録者数	環境ボランティア登録団体会員数	380人	450人
再生可能エネルギーの導入量	東京電力への売電契約電力量	288KW	3200KW

具体的な取組内容

方針1 環境保全体制の充実

豊かな自然環境を次世代に引き継げるよう、環境基本計画の見直しを行うとともに、自然環境の保全のために必要な監視測定や規制を行います。

主な事業

- 環境基本計画見直し事業
- 地球温暖化防止対策事業

方針2 環境保全に関する意識の啓発

市民に対し、本市の豊かな自然に触れる機会を設け、自然の素晴らしさを体験してもらうことで、自然環境保全意識の高揚を図ります。

また、ごみゼロ運動・河川清掃などの地域美化活動の推進や県・地域と連携した小野川、黒部川等の河川浄化を推進するとともに、地域の自主的な環境保全活動に取り組む団体を支援します。

主な事業

- 環境学習推進事業 **重点**
- 地域環境美化活動の推進
- 地域発信型環境保全事業

方針3 再生可能エネルギーの利活用

太陽光など、再生可能エネルギーの家庭での利用を推進するための設備導入に対する助成を行うとともに、公共施設や未利用となっている市有地において太陽光の利用を推進するほか、その他の再生可能エネルギーの活用に向けた検討を行います。また、環境に負荷をかけないライフスタイルの実現に向けた意識啓発を行います。

主な事業

- 太陽光発電システム設置費補助事業 **重点**
- 公共施設における再生可能エネルギー活用推進事業(上下水道施設や避難所、小中学校等での太陽光発電等の活用推進) **重点**
- 太陽光発電(メガソーラー)等導入事業
- 意識啓発事業(広報紙やウェブサイトによる啓発、講演会の開催等)

市民・地域への期待

- 地域での自然環境保全活動への積極的な参加が望めます。
- 省エネに向けた取組や再生可能エネルギーの積極的な利用が望めます。



2-2 廃棄物処理・省資源



■ 主担当課 | 環境安全課 ■ 関係課

5年間の目標

市民、事業者、行政の役割分担と協働の下、ごみの発生抑制、減量化、資源の再利用・リサイクルを推進し、ごみ処理の責任体制を明確にし、その適正処理を推進するとともに、資源循環型のまちを目指します。

現 状

ごみの減量化の一環としてレジ袋削減運動を香取市環境づくり会議と協働で実施しており、店頭やイベントでの啓発物資の配布のほか、マイバッグ所有率の調査も実施しています。その結果によるとマイバッグ所有率は、30.1%（平成23年）となっています。

また、資源物の集団回収団体への奨励金の交付、生ごみ処理機等の設置費の助成、リサイクル情報コーナーの設置などにより、ごみの減量化、資源化促進を図りました。学校等には、資源回収の助成事業が浸透してきていますが、地域による団体登録については、まだ不十分な状況となっています。

このように、ごみの減量化を進めた結果、市民1人当たりのごみ排出量は、平成23年度に1,050gに減少しましたが、千葉県平均より排出量は多く、目標1,000g/人・日を達成するには至っていません。

一方、野外焼却の禁止が浸透してきたことにより、枝木等が可燃ごみとして出される割合が高くなっています。このため、平成23年度に香取市循環型社会形成推進地域計画を策定し、佐原清掃事務所及び隣接する埋め立て場跡地を活用し、枝木、紙類、発泡スチロールの資源化を図り、ごみの減量、資源化を推進することを目的とするリサイクル拠点施設を平成24年度から整備を進めています。また、平成23年度から発泡スチロールの受入れを市内全域に拡大しました。

市民意識調査では、「省資源化・資源循環の推進」に対する満足度は-6.3%で全体の26番目と低く、市民の満足度は低い状況にあります。

不法投棄の防止に向け、監視パトロールを実施していますが、高齢化の進行や市外への転出により、空き地の適正な管理が難しくなっており、監視・指導の強化が必要となっています。

課題

市民1人当たりのごみ排出量は、県民1人当たり排出量に比べ多く、ごみの減量化・再資源化の推進や長期的視点に立ったごみ処理施設、リサイクル施設の整備が求められています。

また、空き地の適正な管理ができなくなっていることから、不法投棄も後を絶たない状況です。

- ① ごみを減量、資源化する必要があります。
- ② ごみ処理体制の充実が必要です。
- ③ 不法投棄を防止する必要があります。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
市民1人当たりのごみ排出量	ごみの総量 / 人口 / 年間日数	1,050g/人・日 (千葉県平均:977g/人・日) (H22)	1,000g/人・日
リサイクル率	(資源化量+集団回収量) / ごみの総量	15.0% (千葉県平均:24.8%) (H22)	30.0%
資源回収実施団体数	小中学校・地区での資源物回収 実施団体数	49団体	75団体

具体的な取組内容

方針1 ごみの減量、資源化の推進

資源循環型社会の構築に向け、市民のリサイクルに対する意識高揚を図り、発生抑制、再使用、再生利用を推進するとともに、減量化・資源化を進める団体の活動を支援します。

主な事業

- 省資源型ライフスタイル推進事業(リサイクル等の意識啓発、マイバッグの推進等) **重点**
- 資源再利用推進事業(古紙や空き缶、ペットボトル等の再利用の推進、集団回収の推進) **重点**
- ごみ減量化推進事業

方針2 ごみ処理体制の充実

現在、市内に2か所ある可燃ごみ焼却施設、不燃ごみ処理施設を平成27年度までに統合し、処理効率を高めるとともに跡地の有効活用を推進します。

また、市民の搬入の利便性を損ねることのないよう、市内にリサイクルの拠点となる施設を整備し、可燃ごみの減量、資源化を推進していきます。

主な事業

- ごみ収集・処理推進事業(収集・処理体制の効率化、利便性の向上) **重点**
- ごみ処理施設統合事業 **重点**
- リサイクル拠点整備事業(枝木、紙類、発泡スチロールの資源化のための拠点施設整備) **重点**

方針3 不法投棄の防止

不法投棄抑制のためのパトロールを強化するとともに、土地所有者への不法投棄防止看板の配布、情報提供により、捨てられない、捨てさせないよう意識啓発を図ります。

また、ごみステーションへの排出マナー向上を図るため、マナー向上看板の配布など地域との連携を強化し、不適正排出を防止します。

主な事業

- 不法投棄パトロール事業 **重点**
- 不法投棄防止事業(広報啓発、不法投棄防止看板の配布、関係機関や自治会等との連携)

市民・地域への期待

- ごみの減量・分別の徹底が望まれます。
- 地域での資源ごみ回収の実施が望まれます。
- 自分の土地の管理の徹底が望まれます。



2-3 公園・緑地・水辺空間



■ 主担当課 | 都市整備課 ■ 関係課 | 建設課・道路河川管理課

5年間の目標

公園や緑地などの適正管理や整備を行うことで、年間を通して自然に触れ、親しめるまちを目指します。

現 状

本市は、里山、川など豊かな自然に囲まれており、市民意識調査でも、本市の住みやすさの理由として、「自然が多いから」が71.2%と最も高くなっています。

また、市内には46箇所の都市公園と3箇所の市民公園がありますが、市民1人当たりの公園面積は6.08㎡と千葉県内市町村の平均面積（6.48㎡）に比べ若干下回っています。

パークゴルフ場及び（仮称）生きがい交流館を整備していくに当たり、平成24年度には、橘ふれあい公園及び牧野の森の全体的な整備計画を策定し、通年で親しめる公園づくりを進めています。

一部の規模の小さな公園の管理は自治会等と協働で実施しており、規模の大きな公園についてはシルバー人材センターや専門業者に維持管理業務を委託し、公園の維持、利用の増加を図ってきました。

さらに、両総用水第一導水路において桜並木の保全のため、平成23年1月に両総農業水利事業所、水資源機構千葉用水総合管理所及び市との間で確認書を締結し、平成23年度に両総農業水利事業所が桜の樹木を極力残すよう工事を実施して、市において桜の保全対策、樹勢回復を図りました。平成24年度からは、護岸補強工事で生まれた小段を活用した散策道及び転落防止柵を設置し、自然に気軽に親しめる環境を整備しています。

しかしながら、市民意識調査では、「公園・緑地の整備」に対する満足度は低くなっているため、その原因を把握するとともに、市民・地域との協働により使いやすい、親しみやすい公園・緑地づくりを進める必要があります。

課 題

市民1人当たりの公園面積は千葉県内市町村の平均面積に比べ若干低くなっており、公園・緑地の整備に対する市民の満足度は低くなっています。市民のニーズに応えた親しみやすい公園・緑地、水辺空間の整備と適正な管理が求められています。

- 1 公園・緑地の整備と適正な管理が必要です。
- 2 親しみやすい河川環境の整備が必要です。
- 3 市民・地域との協働による公園・緑地等の管理が必要です。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
市民1人当たりの公園面積	市内の公園面積を人口で割った面積	6.08㎡ (千葉県平均：6.48㎡)	6.50㎡

具体的な取組内容

方針1 公園・緑地の整備と適正管理の実施

市民のニーズに応え、市民が自然に触れ、憩いの場となるとともに、市外からの来園者の確保を視野に入れた公園の整備を推進します。また、指定管理者制度を活用するなど、公園の適正な管理に努めます。

主な事業

- 橘ふれあい公園整備事業 **重点**
- 小見川城山公園整備事業 **重点**
- 公園管理事業

方針2 親しみやすい水辺空間の創出

市民が親しみやすい水辺空間を創出するため、自然環境との調和を図りながら、親水施設の設置など水辺空間の整備を進めます。

主な事業

- 両総用水第一導水路整備事業 **重点**
- 十間川整備事業(災害復旧)

方針3 地域による公園・緑地の維持管理の推進

自治会などによる公園・緑地の維持管理活動を推進するため、市民参加型の管理活動の仕組みを周知し、市民協働での維持管理を進めます。

主な事業

- 市民による維持管理活動推進事業

市民・地域への期待

- 地域の公園への関心を高めることが望めます。
- 地域の公園については、市民、自治会などにより維持管理が行われることが望めます。

2-4 交通安全・防犯



■ 主担当課 | 環境安全課 ■ 関係課

5年間の目標

カーブミラー等の交通安全施設の設置や防犯活動への支援により、交通事故及び刑法犯罪が減少し、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

現 状

本市では、市民（自治会）、交通安全ボランティア（交通安全協会等）、防犯ボランティア（防犯パトロール隊）が取り組む交通安全運動、防犯活動と連携することにより、市民の交通安全思想、防犯意識の高揚を図っています。

さらに、市内全ての幼稚園・保育所（27施設 ※伊地山幼稚園が休園 H24.4より26施設）及び小学校（25校）等で、交通指導員による交通安全教育・指導活動を実施するとともに、高齢者向けの交通安全教育を実施しています。

また、職員による巡回や自治会等からの要望も踏まえ、危険性・緊急性を考慮し、カーブミラー、路面標示、防犯灯など、交通安全施設及び防犯設備の整備や修繕を実施しています。

これらの結果、交通事故発生件数及び刑法犯認知件数が、それぞれ、平成18年の450件、946件から平成23年には270件、840件に減少しており、人口1,000人当たりの件数では、近隣市よりも低い水準にあります。しかし、交通死亡事故のほとんどは高齢者であり、今後、高齢化が一層進むことから、高齢者に対する交通安全に関する働きかけは継続的に行う必要があります。

市民意識調査では、今後の重要度で「交通安全対策の推進」が20.0%で6位、「防犯対策の推進」が16.8%で9位と、ともに上位になっており、市民の関心の高さがうかがわれます。

課 題

交通事故発生件数や犯罪発生率は、県平均などより低い数値となっておりますが、引き続き市民の交通安全、防犯意識を高めていくことが必要です。また、交通事故は、高齢者の割合が高くなっていることから、高齢者に対する交通安全指導が必要です。

- 1 交通安全意識の高揚が必要です。
- 2 交通安全施設及び防犯設備の整備が必要です。
- 3 市民との協働による交通安全及び防犯対策が必要です。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
人口1,000人当たりの交通事故発生件数	年間交通事故発生件数 / 人口 × 1,000	3.229件 (千葉県平均:3.796件)	3.025件
人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	年間刑法犯認知件数 / 人口 × 1,000	10.048件 (千葉県平均:13.495件)	10.048件

具体的な取組内容

方針1 交通安全意識の啓発

幼児・児童等に対して、交通指導員による交通安全教育・指導活動を実施するとともに、高齢者に対して交通安全教育を実施します。また、交通安全ボランティアの活動を支援します。

主な事業

- 高齢者の交通安全対策事業 **重点**
- 交通安全教育・指導事業

方針2 交通安全施設及び防犯設備の整備

職員による巡回や自治会等からの要望も踏まえ、危険性・緊急性を考慮し、交通安全施設の設置及び防犯設備の整備を実施するとともに修繕を実施します。また、既存の設備の維持管理を自治会等と連携して実施します。

主な事業

- 交通安全施設(カーブミラー・ガードレール・路面標示等)設置事業
- 防犯設備(防犯灯)整備事業

方針3 ボランティアとの連携の推進

交通安全ボランティア及び防犯ボランティアによるパトロール等の活動を支援するとともに、ボランティア活動への参加拡大に向けた周知等を行います。

主な事業

- 防犯パトロール支援事業

市民・地域への期待

- 交通安全意識や防犯意識を強く持つことが望めます。
- ボランティア活動への参加が望めます。

2-5 消防・救急、防災体制



■ 主担当課 | 総務課

■ 関係課 | 道路河川管理課・社会福祉課

5年間の目標

更なる防災意識の高揚により自助・共助の防災体制が構築されるとともに、消防・救急体制が整ったまちを目指します。

現 状

本市では、平成 18 年度に国民保護計画を、平成 20 年度に地域防災計画を策定し、これらの計画に基づき災害等への体制を整備してきました。例えば、「防災行政無線」は周波数統合事業を計画的に推進し、平成 22 年度に屋外放送塔の更新を完了し、本庁から市内全域に向けた緊急情報の発信が可能になりました。また、各家庭向けに設置済みの戸別受信機についても、周波数の統一に伴う更新に着手し平成 26 年度に完了する見込みです。

常備消防の広域化は、県の広域化計画がいずれの地域においても実現しないため、現状の組織体制の下、優先的な課題から解決するため、消防本部・佐原消防署庁舎の改修など、緊急性のある施設・設備の更新を進めています。

大規模な災害では、被害が広範囲にわたるため、公的機関の支援にも限界があり、市外・県外からの支援部隊も現場に到着するまでには3日程度を要することから、この間は、地域の人が助けあい（共助）、初期消火や初期救出、応急手当などを行うことで、被害を最小限に食い止める必要があります。

また、各家庭においても、住宅の耐震補強、家具の転倒防止、飲料水や食料の備蓄、災害発生時の集合場所の確認、自宅周辺の危険箇所の把握など、自分の安全は自分で守る、自分で自分自身や家族・財産を守る（自助）により、被害発生を抑制することができます。一方、市内には6支団19分団128部の消防団が組織され、常備消防との協力体制が整備されていますが、少子化等の進行により近年では消防団員の確保が困難になってきています。

市民意識調査によると、「地域防災体制の整備」の重要度は4番目に高く、東日本大震災を経験して、自助・共助の重要性を多くの市民が認識しています。これに応えるためにも、地域の防災力の強化を進めていく必要があります。

課題

東日本大震災の経験から、大規模災害時には、行政による対応のみでは限界があることが明らかになったことを踏まえ、今後の災害に備え、行政と地域が連携し、防災体制を強化していくことが強く求められています。

- 1 消防・救急体制の充実が必要です。
- 2 地域防災体制や危機管理体制の整備が必要です。
- 3 地震だけでなく各種自然災害への対策が必要です。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
自主防災組織の組織率	自主防災組織加入世帯／全世帯数	25%	31%
自主防災組織の組織数	自主防災組織を設置した団体数	102団体	127団体
救命講習受講者数(年間)	普通救命講習(3時間/回)の受講者数	770人	1,000人

具体的な取組内容

方針1 消防・救急体制の充実

佐原消防署及び栗源分遣所の整備を完了させるとともに、その他既存の施設・設備を計画に基づき修繕・更新等を行うことで、消防力及び救急体制の維持・強化を図ります。また、地域の防災力の強化のために、消防団員の配置の現状を把握し、団員の定数や団の配置の適正化を図ります。

主な事業

- 消防庁舎整備事業(消防本部・佐原消防署、栗源分遣所、小見川消防署)
- 消防設備更新事業(消防車両の計画的な更新)
- 消防団員の確保・適正配置事業 **重点**
- AED(自動体外式除細動器)の設置・普及促進事業

方針2 地域防災体制・危機管理体制の整備

市民の防災意識の高揚を図り、自助・共助の必要性を再確認するため、啓発活動を充実させ、自主防災組織を5年間で25団体、計127団体まで増やします。また、災害時要援護者の避難支援体制の整備を進めるとともに、防災行政無線の難聴地域を解消させることで、災害に強く、市民が安心して暮らせるまちづくりに向け、総合的な地域防災体制を確立します。

また、広域的な災害にも迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理体制の整備を図ります。

主な事業

- 広報啓発事業（広報紙への掲載、防災訓練の実施） **重点**
- 自主防災組織設置・運営事業 **重点**
- 災害時要援護者の避難支援体制構築事業（災害時要援護者避難支援全体計画の策定）
- 防災行政無線の難聴地域解消事業
- 地域避難所のマニュアル整備事業
- 耐震性貯水槽設置事業
- 災害協定の拡充

方針3 自然災害対策の推進

東日本大震災によって、土砂災害警戒区域が拡大する可能性が出てきたことから、それらの区域に対するがけ崩れ防止などの対策を進めていきます。また、風水害、土砂災害など、地震災害以外の災害対策も進めます。

主な事業

- 水防活動事業（災害時の体制の周知、水防実技研修会の開催）
- 急傾斜地・土砂災害対策事業（急傾斜地の法面崩壊対策事業の実施）
- 河川の維持管理事業（排水機場・水門樋管等の維持管理）

市民・地域への期待

- 災害時の避難所や避難方法を認識することが望めます。
- 最低限の備蓄を常に行うなど、非常時を想定した対策が望めます。
- 地域の防災活動への積極的な参加が望めます。



第1章

第2章

生活・環境の向上

「人と自然が共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」のために

第3章

第4章

第5章

第6章

2-6 市民相談・消費者相談



■ 主担当課 | 市民活動推進課 ■ 関係課 | 商工観光課

5年間の目標

市民相談窓口や消費者相談窓口の周知を徹底することで、市民が円滑に相談でき、安全で安心な消費生活を送ることができるまちを目指します。

現 状

本市では、市民からの各種相談に対応するため、開庁日は毎日、市民相談の窓口を開設し、相談を随時受け付け、内容によっては、担当する課へ適切に引き継いでいます。

また、より専門的な知識が必要な場合は、弁護士による無料法律相談（月2回）と司法書士による無料法律相談（月2回）、行政相談員による行政相談（月1回）を実施することで、市民が問題を抱えたときにすぐに相談できる環境づくりに努めています。

消費者相談は、近年、増加するインターネット販売や訪問販売による消費者トラブルに対応するために、専門相談員による消費者相談窓口の開設日を週1回から週3回に拡充し、市民サービスの向上を図っています。そのほか、日常的な市民への啓発として、消費生活講座、消費生活展の開催を通じて知識の向上を図り、自立した消費者の育成も取組の一つとなっています。

市民相談件数は平成20年度の239件から23年度では244件と横ばいですが、消費者相談件数は平成20年度274件から平成23年度では435件に増加しています。また、相談の内容が複雑化、高度化、広範化してきており、より一層の機能強化が求められています。

課 題

インターネット販売や訪問販売などの増加により消費者トラブルが増加しています。また、内容の複雑化、高度化等に対応するため、今後も一層の相談窓口の機能強化や消費者を被害から守る取組を進める必要があります。

- 1 相談窓口の周知の徹底が必要です。
- 2 相談内容に応じた適切な対応が求められます。
- 3 消費者相談体制の充実が必要です。
- 4 トラブルに巻き込まれないためにも、自立した消費者を育成する必要があります。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
消費者相談の対応日数	専門相談員による消費者相談	週3回	週5回
消費生活講座の参加人数	消費生活講座に参加した人数	年64人	年100人
無料法律相談の実施日数	弁護士、司法書士による無料法律相談	月4回	月4回

具体的な取組内容

方針1 相談窓口の周知の徹底

複雑化、高度化、広範化する相談内容に対応するため、関係課と連携し、適切・迅速な窓口対応を図ります。また、弁護士や司法書士による無料法律相談、行政相談員による行政相談など、各種相談の目的や開設日を広く知ってもらえるよう、広報紙及びウェブサイトでの周知を強化します。

主な事業

- 無料法律相談（弁護士及び司法書士による法律相談の開催）
- 行政相談（行政相談員による相談の開催）

方針2 相談体制の基盤強化

香取市消費生活センターを設置し、相談日を週5回の相談体制に充実し、市民が相談しやすい環境をつくります。

主な事業

- 消費生活センター運営事業

方針3 消費者を被害から守る取組の推進

消費生活講座、消費生活展の開催を通じて知識の向上を図り、自立した消費者を育成します。また、消費者団体の活動を支援することにより、市民に対する啓発活動の強化につなげます。

主な事業

- 消費生活に関する正しい知識の啓発
- 消費生活講座、消費生活展開催事業
- 香取市消費者協議会補助事業

市民・地域への期待

- もしものときのために、事前に関係機関の窓口を把握しておくことが望めます。
- ひとりで抱え込まず、行政の窓口や関係機関の窓口相談することが望めます。
- 内容が複雑化、深刻化する前に迅速に相談することが望めます。